

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人千葉県高圧ガス保安協会（以後、「本会」という。）の会費を次のとおり定める。

(会費)

第2条 会費は、様式-1、様式-2により算定された基本会費及び特定会費の合算額とし、毎年6月30日までに年額を納入するものとする。

(基本会費)

第3条 基本会費は、A級、B級、C級、D級及びE級に分け、それぞれの会費は、次のとおりとする。

級 別 区 分		年額 (円)	月額 (円)
A 級	特に大規模の高圧ガス製造者	140,000	11,700
B 級	大規模の高圧ガス製造者、高圧ガス消費者及び機器製作者等	100,000	8,400
C 級	中規模の高圧ガス製造者、高圧ガス消費者、高圧ガス販売業者、機器製作者等、その他高圧ガス関連事業者	67,000	5,600
D 級	小規模の高圧ガス製造者、高圧ガス消費者、機器製作者等、高圧ガス販売業者及び高圧ガス輸送業者	40,000	3,400
E 級	極く小規模の高圧ガス製造者及び本協会の目的に賛同した者	20,000	1,700

2. 前項の具体的内容は、別表-1に定める。

(特定会費)

第4条 特定会費は次の各号に定めるとおりとする。

1. 高圧ガスの荷送り人である高圧ガス製造者及び高圧ガス販売業者の会費は、1級、2級、3級、4級及び5級に分け、それぞれの会費は次のとおりとする。

級 別	年額 (円)	月額 (円)
1 級	30,000	2,500

2 級	タンクローリにより出荷する石油化学事業所	20,000	1,670
	タンクローリ、トレーラ等により出荷する毒性ガスの高圧ガス製造者		
3 級	タンクローリ、トレーラ等により出荷する酸素、水素、天然ガスの高圧ガス製造者	15,000	1,300
4 級	タンクローリ、トレーラ以外の方法により出荷する毒性ガス、アセチレンガスの高圧ガス製造者	10,000	830
5 級	その他の高圧ガス製造者及び高圧ガス販売業者	5,000	420

2. 高圧ガス輸送者の特定会費は次の各号の合計額とする。

(1) 移動監視者による監視を必要とするタンクローリ及びバラ積み車両について
次の計算式により得た金額

ア 年額 1,200円×保有台数
ただし、30台を超える分については、次による
600円×保有台数
イ 月額 100円×保有台数
ただし、30台を超える分については、次による
50円×保有台数

(2) 移動監視者による監視を必要としないタンクローリについては、次の計算式により得た金額

ア 年額 600円×保有台数
ただし、30台を超える分については、次による
300円×保有台数
イ 月額 50円×保有台数
ただし、30台を超える分については、次による
25円×保有台数

(新入会員の会費)

第5条 年度の途中において入会する者は、会費月額に入会後の当該年度の末経過月数を乗じた額（100円未満の端数は、切り捨てる。）を前納するものとする。

(入会金)

第6条 入会金は、A級40,000円、B級30,000円、C級20,000円、
D級10,000円、E級5,000円とする。

(会費算定基準日)

第7条 会費算定の基礎となる高圧ガス処理量及び高圧ガス車両の保有台数等は、毎年
3月1日現在数を基準とし、翌年度の会費を決定する。

付 則

この基程は、昭和62年 3月25日より適用する。

この規定は、昭和63年 3月25日に一部改訂した。

この規程は、平成 9年 5月20日に一部改訂した。

この規程は、平成22年 5月 1日改定する。

この規程は、平成23年 3月 23日に一部改定する。

会費規程第3条に定める基本会費の級別区分

会費規程第3条に定める基本会費の級別区分を次のとおり定める。

級 別	区 分
A 級	<p>「特に大規模の高圧ガス製造者」とは、つぎの各号のいずれかに該当する事業所をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高圧ガスの1日の処理量（高圧ガス保安法第5条第1項第1号に定める容積）が10,000,000立方メートル以上の能力を有する事業所。ただし、不燃性ガスにあつては10立方メートルをもって1立方メートルとみなし、合計した量。以下同じ。 2. 高圧ガスの1日の処理量が、3,000,000立方メートル以上の能力を有し、かつ、資本金50億円以上又は従業員数200人以上の事業所。
B 級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「大規模の高圧ガス製造者」とは、高圧ガスの1日の処理量が、75,000立方メートル以上の能力を有し、A級に該当しない事業所をいう。 2. 「大規模の高圧ガス消費者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業所をいう。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 高圧ガスの1日の処理量が、150,000立方メートル以上の能力を有する事業所 (2) 高圧ガスの貯蔵能力の合計が1,000トン（毒性ガス及び可燃性毒性にあつては、0.3トン、不燃性ガスにあつては10トン）を1トンとみなす。また、気体にあつては1立方メートルを10kgとみなす。以下同じ）以上の能力を有する事業所 3. 「大規模の機器製作者等」とは、次の各号に該当する事業所をいう。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 資本金が100億円以上又は、従業員数（当該事業所全体をいう。以下同じ）が200人以上の事業所 (3) 資本金が1億円以上又は、従業員数が200人以上のエンジニアリング会社等
C 級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「中規模の高圧ガス製造者、高圧ガス消費者、機器製作者等」とは、その規模がA級、B級、及びD級のいずれにも該当しない事業所をいう。 2. 高圧ガス販売業者でD級に該当しない事業所で次の各号に該当する事業所をいう。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該事業所の従業員数が10人以上の事業所 (2) 2以上の事業所がある場合の主たる事業所

D 級	<p>1. 「小規模の高圧ガス製造者」とは、高圧ガスの1日の処理量が、50,000立方メートル未満の能力である事業所をいう。</p> <p>2. 「小規模の高圧ガス消費者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業所をいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 高圧ガスの1日の処理量が、100,000立方メートル未満の能力である事業所</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 高圧ガスの貯蔵能力の合計が100トン未満の能力である事業所</p> <p>3. 「小規模の機器製作者等」とは、次の各号のいずれかに該当する事業所をいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 資本金が1億円未満又は、従業員数が100人未満の機器製作者</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 資本金が5,000万円未満又は、従業員数が100人未満のエンジニアリング会社等</p> <p>4. LPガス充てん所</p> <p>5. 高圧ガス販売業者（高圧ガス製造者を除く。）で資本金が1億円未満の事業所</p> <p>6. 高圧ガス輸送業者</p>
E 級	<p>1. 「極く小規模の高圧ガス製造者」とは、高圧ガスの1日の処理量が、30立方メートル未満の能力である事業所をいう。</p> <p>2. その他高圧ガス関連事業所で本協会の目的に賛同した者。</p>

特 例 級別区分により会費算定にあたって、次の各項に該当する場合は、この特例によるものとする。

1. 1日の処理量の計算においてLPガス充てん所と一般高圧ガスの製造所が併設している場合は、LPガスの処理量＋一般高圧ガスの処理量により計算し、その合計の処理量が、50,000立方メートル以上になった場合には、次の計算式により級別の判定の処理量とする。

$$\text{級別判定処理量} = \text{合計処理量} - 50,000 \text{立方メートル}$$

2. 同一会社で2以上の事業所が加入している第1種製造者の場合は、それぞれの事業所のうち1日の処理量の多い事業所、又は本社機能を有する事業所を主たる事業所とし、他の事業所を従たる事業所とみなす。従たる事業所の級別は、1日の処理量等から該当する級の一つ下位の級とする。ただし、D級を最下位とする。
3. 同一会社で2以上の事業所が加入している高圧ガス販売業者の場合は、級別がC級に該当する場合、主たる事業所のほかは、D級とする。